

第2期

紀宝町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

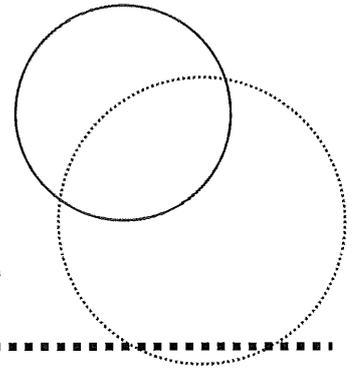
紀宝町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の法的根拠.....	3
3 計画の期間.....	3
4 国の政策動向.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 統計資料・調査結果からみる現状.....	6
2 ニーズ調査からみる現状.....	13
3 第1期計画の状況.....	17
第3章 計画の基本理念と施策体系.....	23
1 計画の基本理念.....	24
2 計画の基本目標.....	25
3 施策体系.....	26
第4章 施策の展開.....	29
1 地域における子育て支援.....	30
2 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進.....	33
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	36
4 子どもの安全安心の確保.....	38
5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	40
6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進.....	41
第5章 量の見込みと確保方策.....	43
1 提供区域の設定.....	44
2 量の見込みの算出.....	44
3 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策.....	45
4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策.....	48
第6章 推進体制.....	55
1 推進体制の確立.....	56
2 広域調整や県との連携.....	57
3 計画の評価・確認.....	57
資料編.....	59

第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

近年、子育てをめぐる環境は変化し続けており、その中で新たな課題も生まれています。全国的に課題となったのは、女性の社会進出が進み、待機児童が慢性的に発生したことや、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得られなくなっていることなどが挙げられます。このように、ライフスタイルの変化などによって課題が複雑化・多様化しており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているといえます。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、令和元年6月に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、平成31年2月には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

紀宝町（以下、「本町」という）においては、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とする「紀宝町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する様々な施策の展開を図ってきました。このたび、「紀宝町子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、本町における少子化や世帯規模の縮小、低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境の変化を捉えながら、子どもの利益を最優先に考え、その保護者を支援する環境を整備することを目的に、「第2期紀宝町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画並びに「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画であり、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、本計画の一部は、国がかかげる「新放課後子ども総合プラン」等を踏まえた内容とします。

【子ども・子育て支援法(第 61 条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和 2 年度を初年度とし、令和 6 年度を目標年次とする 5 年間の計画です。また、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

■計画の期間

平成 27年度	...	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	...	令和 11年度
第 1 期計画			第 2 期計画 (本計画)					第 3 期計画		

4

国の政策動向

第1期計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向は、次のとおりです。

(1) 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、待機児童解消加速化プランの後継計画となる子育て安心プランが平成29年6月に策定され、女性就労率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童解消に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針が平成30年4月に改正されました。

(2) 幼児教育・保育の無償化

平成29年の働き方改革実行計画や経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針2017)において幼児教育・保育の無償化の実施が提言され、その後、平成30年の内閣府子ども・子育て会議において、制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。これにより、令和元年10月から、教育・保育施設の利用料が一部無償化されました。

(3) 児童クラブの受け入れ拡大

近年の女性就労率の増加等により、共働き家庭の児童数は更に増える見通しで、児童クラブについては、更なる受け皿の拡大を進めています。

また、平成30年9月に文部科学省から示されている新・放課後子ども総合プランにおいて、児童クラブの待機児童の解消及び小1の壁を打破するための各方策について、子ども・子育て支援事業計画又は行動計画に盛り込むこととされています。

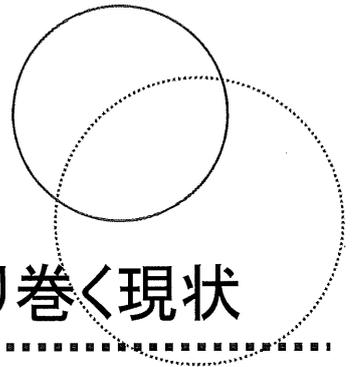
(4) 子どもの貧困や虐待に関する動き

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。平成29年には社会福祉法が改正され、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくこととされています。

また、統計を取り始めた平成2年から相談件数が増加の一途をたどっている子どもに対する虐待について、平成28年の児童福祉法の改正により、発生予防や発生時の対応など、対策の強化を図ることとされています。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状



1 統計資料・調査結果からみる現状

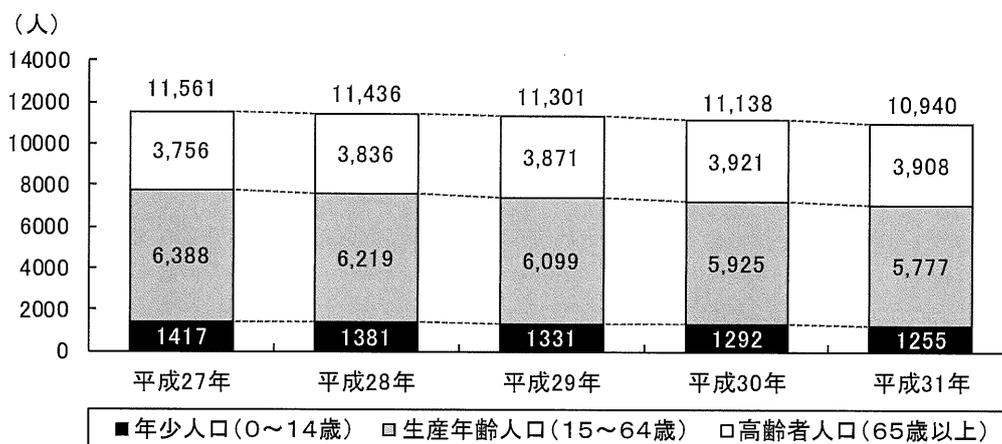
(1) 人口の状況

① 総人口及び年齢3区分別人口、比率の推移

総人口及び年齢3区分別人口の推移については、総人口は減少傾向にあり、平成31年で10,940人となっています。特に、生産年齢人口（15～64歳）では平成27年から平成31年にかけて611人減少しています。

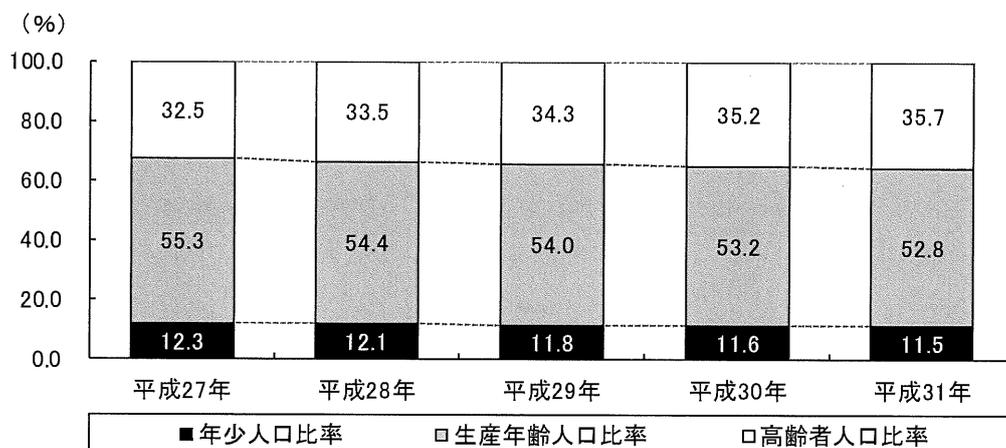
また、年齢3区分別人口比率の推移については、高齢者人口比率では上昇傾向にある一方、生産年齢人口比率、年少人口比率では下降傾向となっています。

■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年3月)

■ 年齢3区分別人口比率の推移

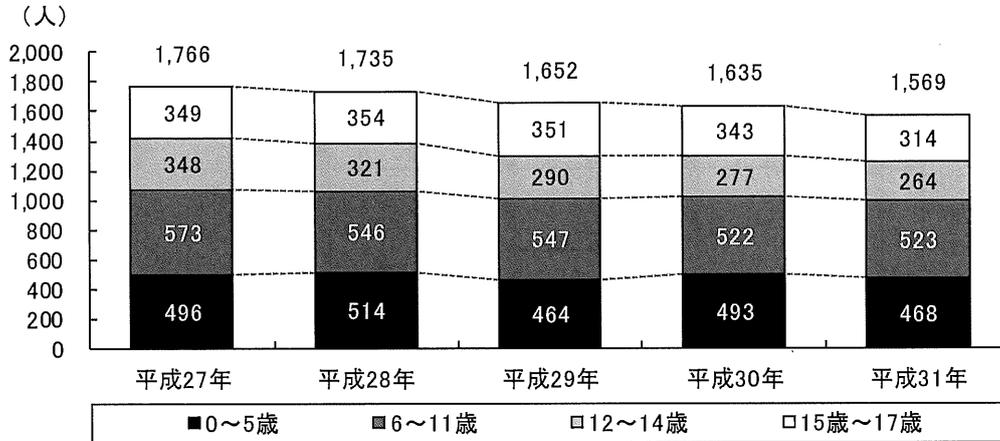


資料：住民基本台帳(各年3月)

② 子ども(18歳未満)人口の推移

子ども(18歳未満)人口の推移については、減少傾向となっています。特に、12～14歳人口では平成27年から平成31年にかけて84人減少しています。

■子ども(18歳未満)人口の推移

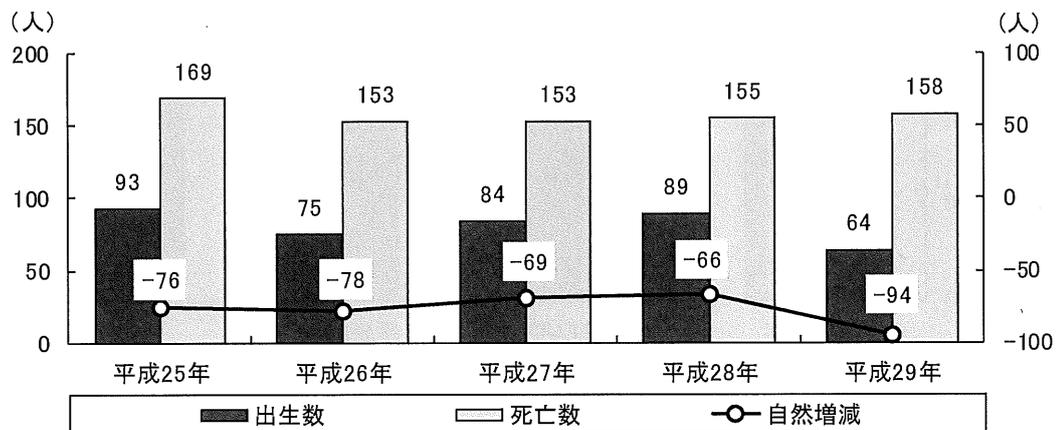


資料:住民基本台帳(各年3月)

③ 自然動態の推移

自然動態の推移について、出生数は平成26年から平成28年にかけて増加傾向にありましたが、その後、平成29年にかけて25人減少しています。死亡数は平成27年から平成29年にかけて増加傾向にあります。自然増減では各年ともに死亡数が出生数を上回り、平成29年で94人減となっています。

■自然動態の推移

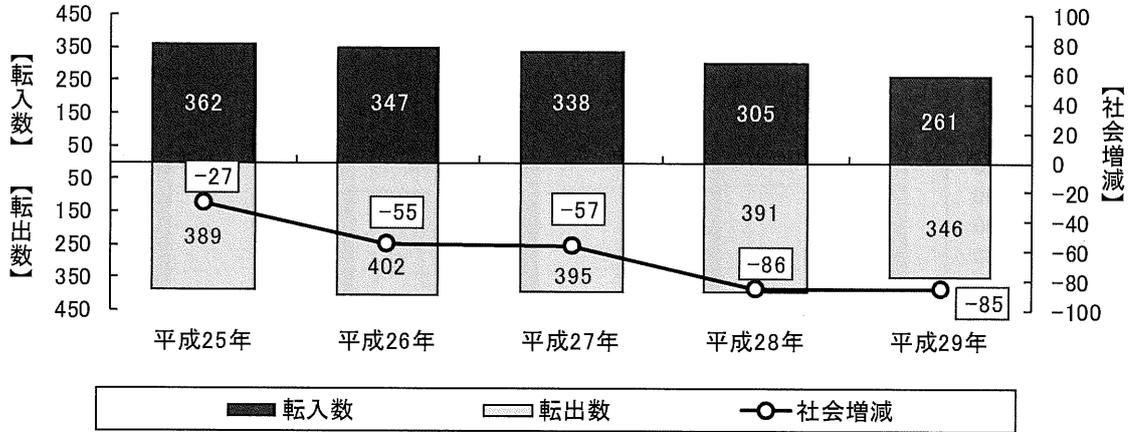


資料:三重県人口動態調査

④ 社会動態の推移

社会動態の推移について、転入数は平成 25 年から平成 29 年にかけて減少傾向にあります。一方で転出数も減少傾向にあり、社会増減は平成 29 年で 85 人の減少となっています。

■ 社会動態の推移



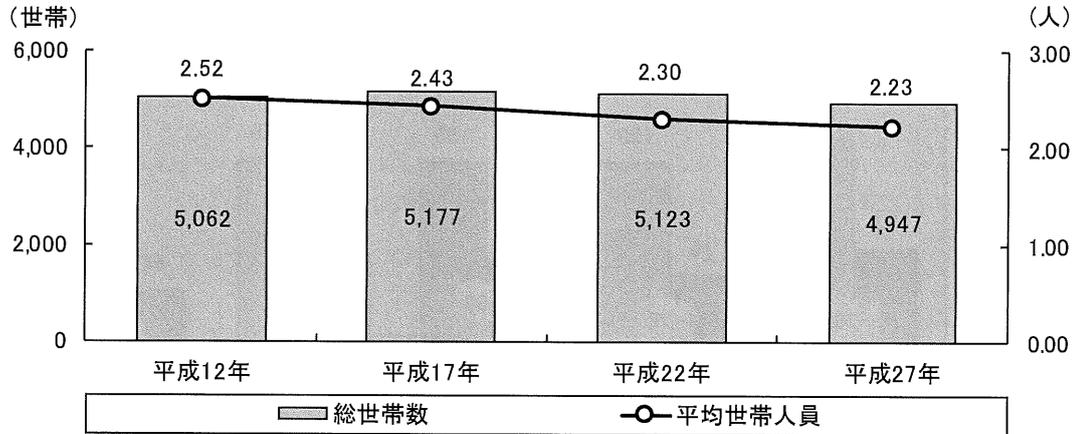
資料: 住民基本台帳移動報告

(2) 世帯の状況

① 総世帯数及び平均世帯人員の推移

総世帯数及び平均世帯人員の推移については、どちらも減少傾向にあり、平成 27 年の総世帯数は 4,947 世帯、平均世帯人員は 2.23 人となっています。

■ 総世帯数及び平均世帯人員の推移

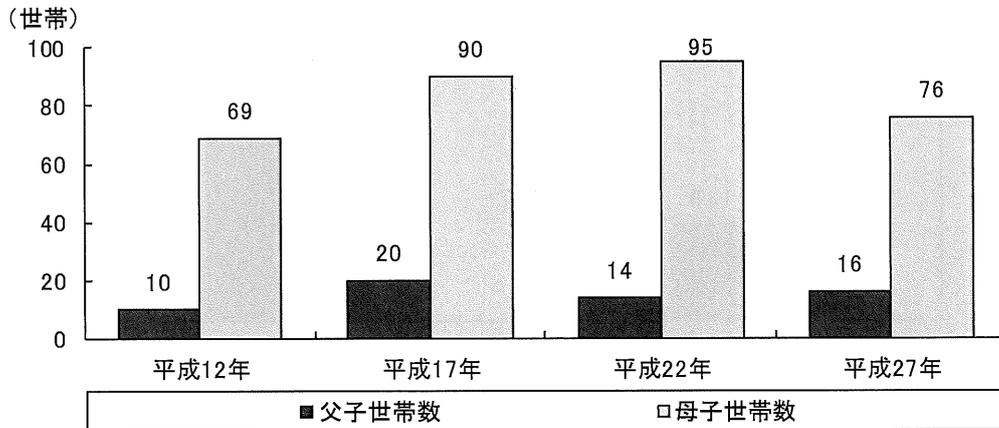


資料: 国勢調査※平成 12 年・平成 17 年は旧紀宝町・旧鶯殿村の合算

② 父子世帯数及び母子世帯数の推移

父子世帯数及び母子世帯数の推移については、父子世帯数は平成12年から平成27年にかけて増減を繰り返しています。母子世帯数は平成12年から平成22年にかけて増加傾向にありましたが、平成27年にかけて減少しています。

■ 父子世帯数及び母子世帯数の推移

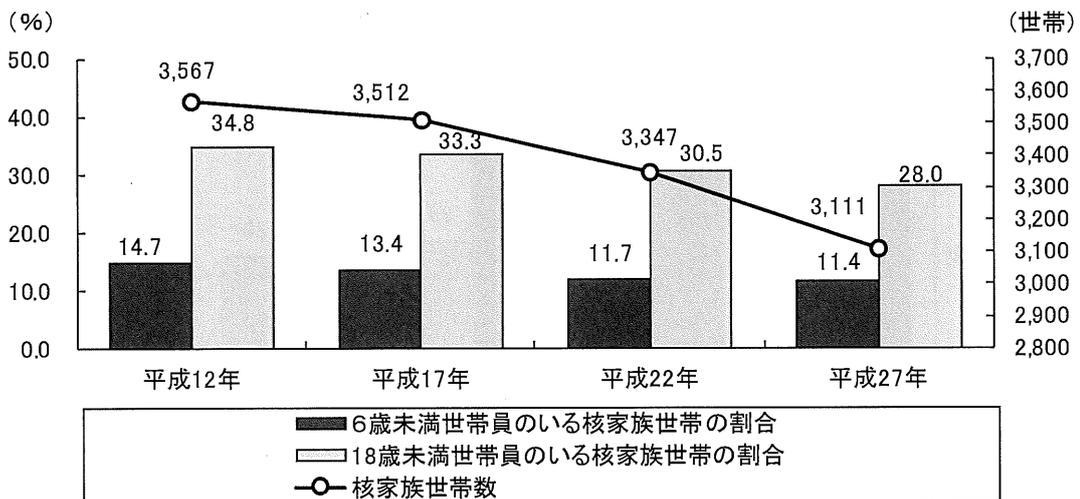


資料：国勢調査※平成12年・平成17年は旧紀宝町・旧鶴殿村の合算

③ 核家族世帯数及び核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の推移

核家族世帯数及び核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の推移については、平成27年で6歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合が11.4%、18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合が28.0%、各家族世帯数が3,111世帯となっており、いずれも平成12年から平成27年にかけて減少傾向となっています。

■ 核家族世帯数及び核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の推移

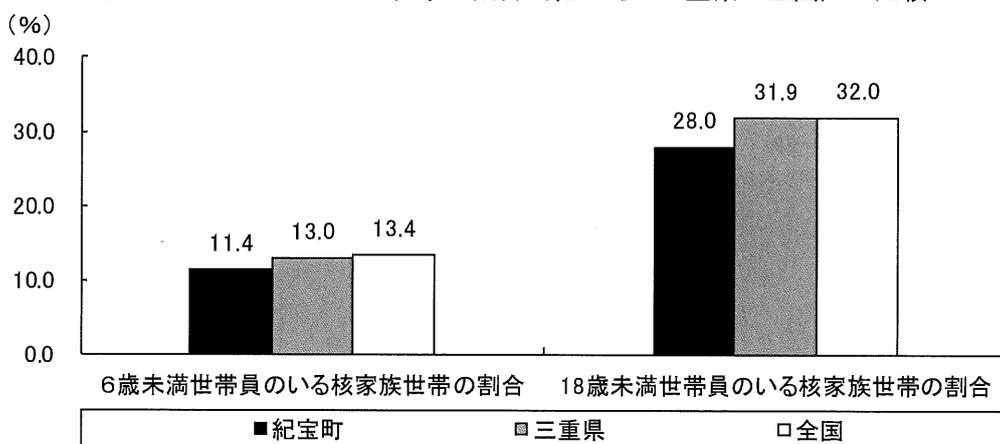


資料：国勢調査※平成12年・平成17年は旧紀宝町・旧鶴殿村の合算

④ 核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の状況

核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の状況については、全国・三重県と比較すると、紀宝町は6歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合、18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合ともに下回っています。

■核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合（紀宝町・三重県・全国）の比較



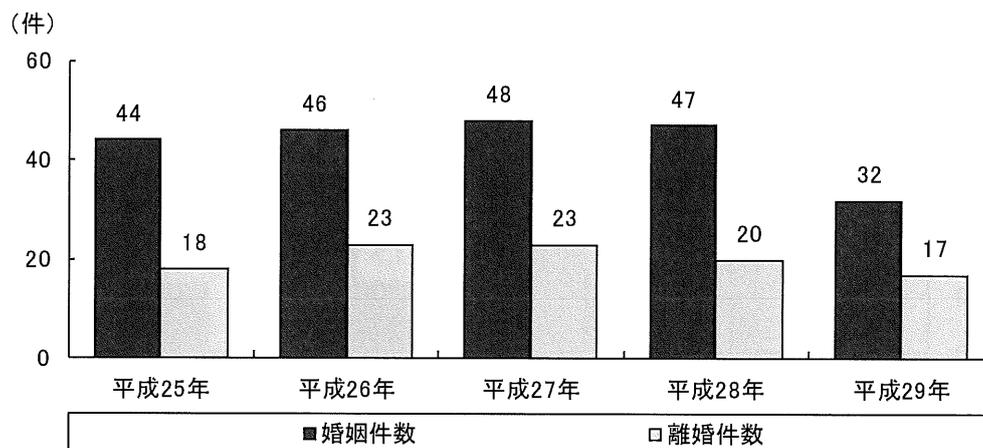
資料:国勢調査(平成27年)

(3) 婚姻等の状況

① 婚姻件数及び離婚件数の推移

婚姻件数及び離婚件数の推移については、婚姻件数は平成25年から平成27年にかけて増加を続けていましたが、その後、平成29年にかけて減少傾向となっています。離婚件数も同様に、平成27年から平成29年にかけて減少傾向となっています。

■婚姻件数及び離婚件数の推移

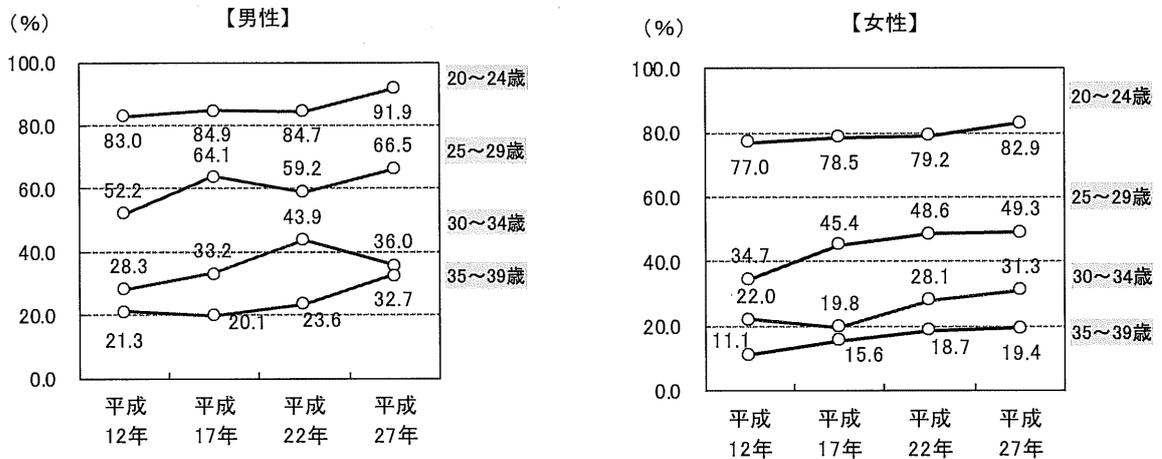


資料:三重県人口動態調査

② 年齢階層別未婚率の推移

年齢階層別未婚率の推移については、男性では20歳代、30歳代後半において増加傾向にあります。30歳代前半は平成22年から平成27年にかけて減少しています。女性では20歳代前半から30歳代後半にかけていずれも増加傾向となっています。

■年齢階層別未婚率の推移（男女別）



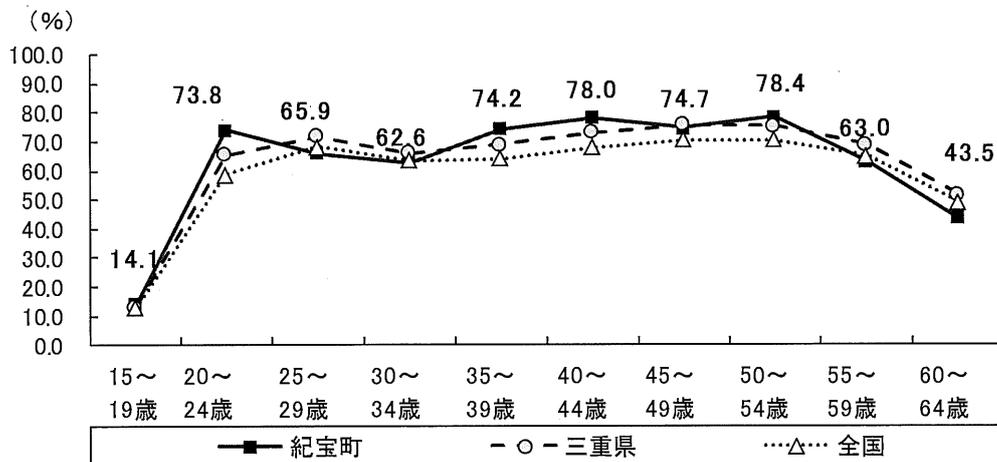
資料:国勢調査※平成12年・平成17年は旧紀宝町・旧鶯殿村の合算

(4) 女性の就労状況

① 女性の年齢階層別就業率の推移

女性の年齢階層別就業率については、20歳代前半から30歳代前半にかけて減少し、その後40歳代前半にかけて増加する「M字型」となっています。全国・三重県と比較すると、紀宝町は20歳代後半、50歳代後半、60歳代前半においてはいずれも下回っています。

■女性の年齢階層別就業率（紀宝町・三重県・全国の比較）

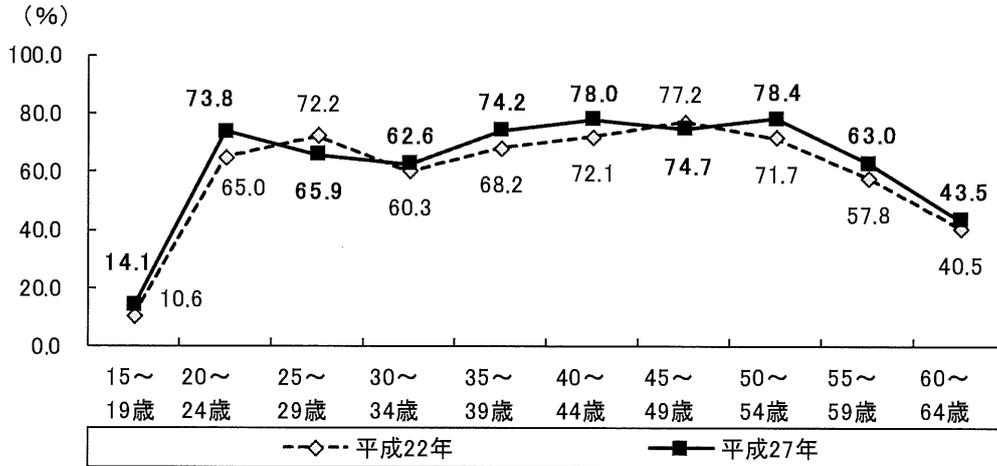


資料:資料:国勢調査(平成27年)

② 紀宝町における女性の年齢階層別就業率の推移

紀宝町における女性の年齢階層別就業率については、平成 22 年・平成 27 年を比較すると、25～29 歳、45～49 歳を除き、いずれも平成 27 年が平成 22 年を上回っています。

■紀宝町における女性の年齢階層別就業率（平成 22 年・平成 27 年の比較）



資料：国勢調査

2

ニーズ調査からみる現状

(1) ニーズ調査実施概要

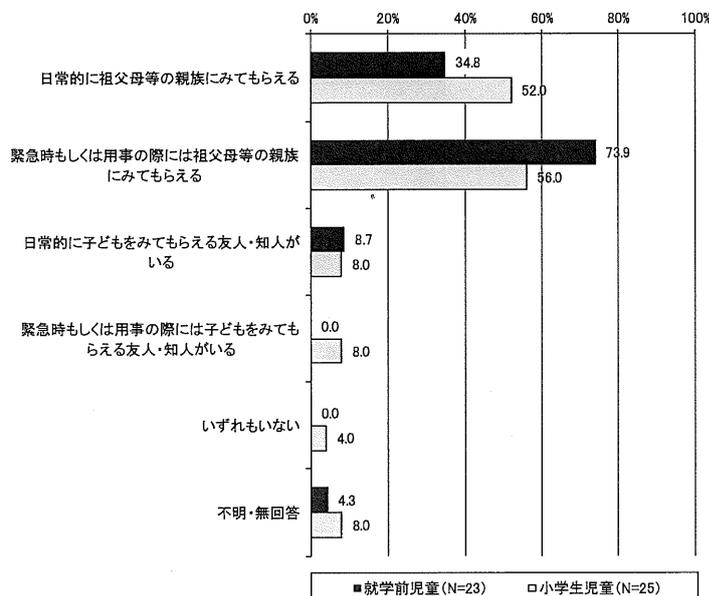
調査の目的	紀宝町では、次世代育成支援事業計画に続く「子ども・子育て支援事業計画」の事業計画策定に向け、基礎資料として、町民の皆様の子育て支援や少子化対策に関する生活実態、ご要望・ご意見などを把握することを目的とした調査を実施しました。
調査設計	調査対象地域: 紀宝町全域 調査対象者: 紀宝町内在住の「小学6年生」までのお子様をお持ちの抽出世帯・保護者 調査期間: 令和元年12月6日(金)～令和元年12月18日(水) 調査方法: 対象世帯に郵送配布・郵送回収

調査種類	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童・小学校3年生までの児童保護者調査	100件	48件	48.0%

(2) 調査結果の概要

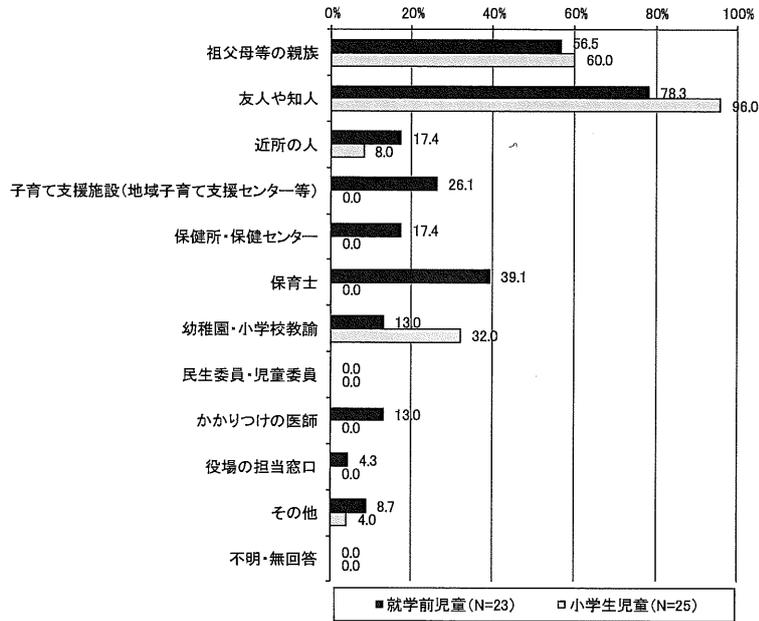
① 子どもをみてもらえる親族・知人

子どもをみてもらえる親族・知人についてみると、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が73.9%、小学生児童では56.0%とそれぞれ最も高くなっています。



② 子育ての情報入手先

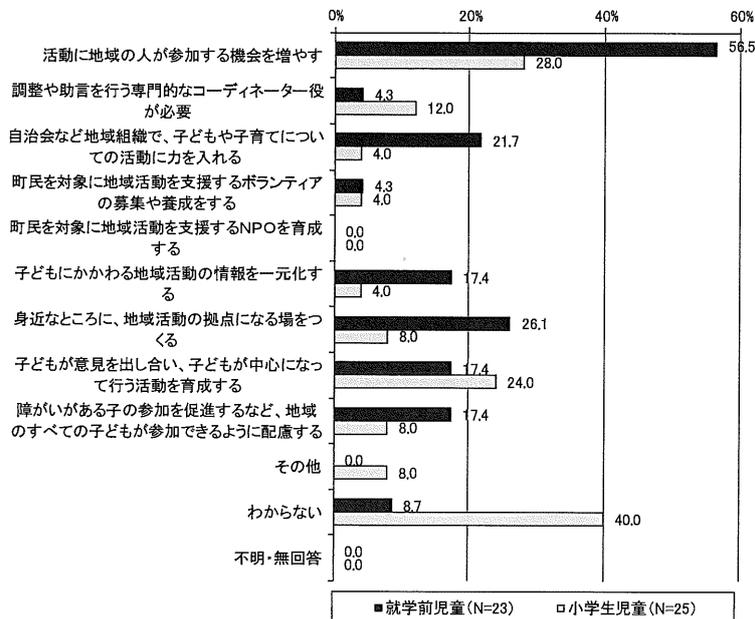
子育ての情報入手先についてみると、「友人や知人」が就学前児童で78.3%、小学生児童で96.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が就学前児童で56.5%、小学生児童で60.0%となっています。



③ 子育ての情報入手先

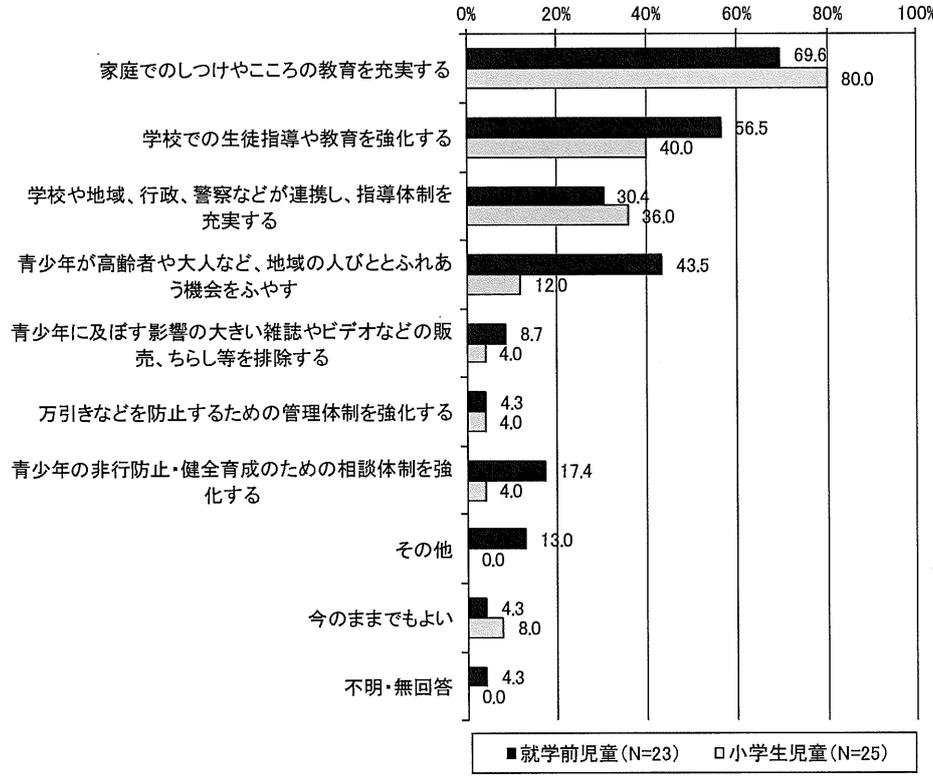
子ども達との交流を活発化するために必要なことについてみると、就学前児童では、「活動に地域の人に参加する機会を増やす」が56.5%と最も高く、次いで「身近なところに、地域活動の拠点になる場をつくる」が26.1%となっています。

小学生児童では、「活動に地域の人に参加する機会を増やす」が28.0%、次いで「子どもが意見を出し合い、子どもが中心になって行う活動を育成する」が24.0%となっています。



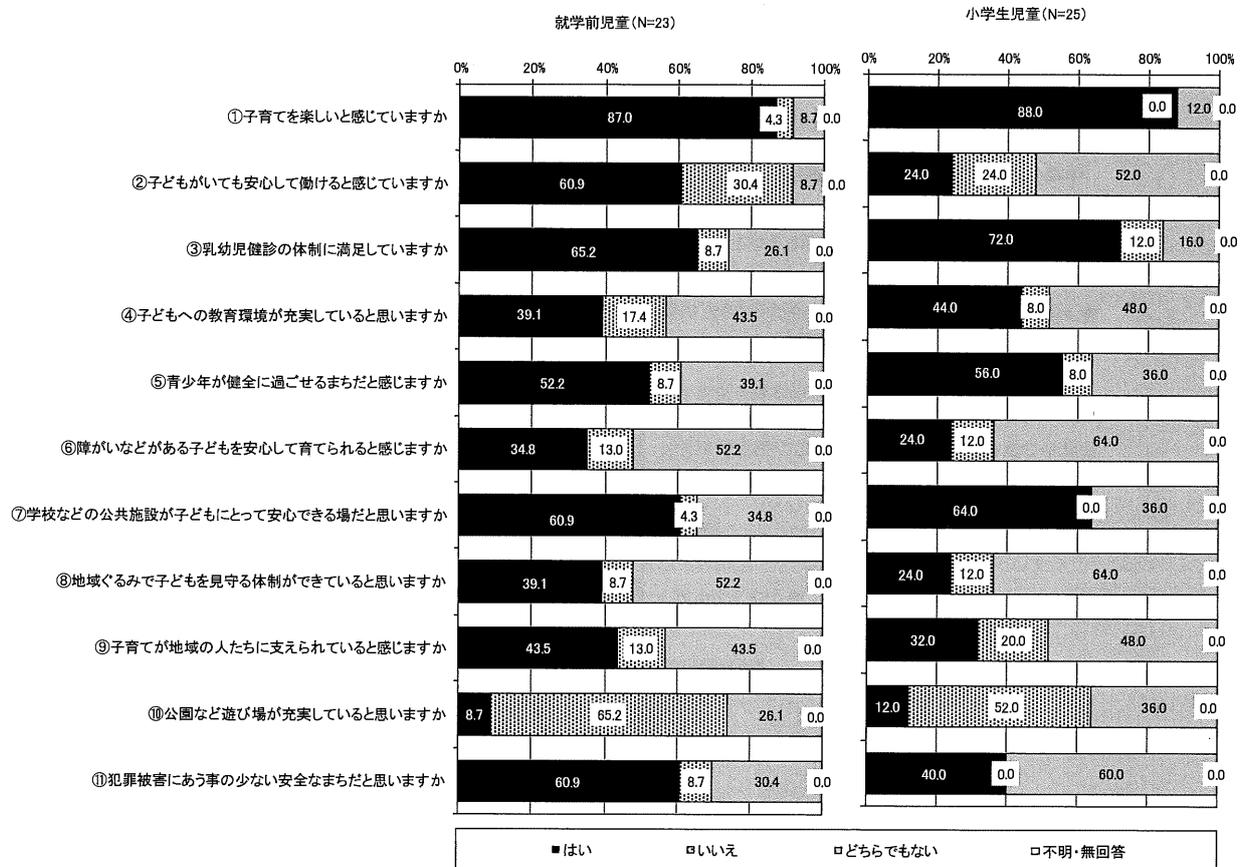
④ 子どもの健全育成、非行防止のために必要だと思うこと

子どもの健全育成、非行防止のために必要だと思うことについてみると、「家庭でのしつけやこころの教育を充実する」が就学前児童で 69.6%、小学生児童で 80.0%と最も高く、次いで「学校での生徒指導や教育を強化する」が就学前児童で 56.5%、小学生児童で 40.0%となっています。



⑤ 紀宝町の子育て施策等について

紀宝町の子育て施策等についてみると、「①子育てを楽しんでいると感じていますか」について『はい』と答えた方が就学前児童で87.0%、小学生児童で88.0%と最も高く、次いで「③乳幼児健診の体制に満足していますか」について『はい』と答えた方が就学前児童で65.2%、小学生児童で72.0%となっています。



3 第1期計画の状況

(1) 教育・保育事業

① 教育事業【1号認定】

1号認定者は、実績が見込み量を下回りました。

(単位:人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
計画値	量の見込み	66	5	68	5	65	5	66	5	65	4
	確保の内容	80	5	80	5	80	5	80	5	80	4
実績値		26	—	25	—	36	—	33	—	31	—

② 保育事業【2号認定】

2号認定者は、いずれも実績が見込み量を上回りました。

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	130	133	128	129	127
	確保の内容	270	270	270	270	271
実績値		211	221	204	202	215

③ 保育事業【3号認定(0歳児)】

3号認定者(0歳児)は、平成27年度と平成29年度を除き、実績が見込み量を上回りました。

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保の内容	3	3	3	3	3
実績値		3	4	2	5	8

④ 保育事業【3号認定(1・2歳児)】

3号認定者(1・2歳児)は、いずれも実績が見込み量を上回りました。

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	55	54	53	52	51
	確保の内容	91	91	91	91	91
実績値		103	96	95	110	95

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育事業

時間外保育事業は、いずれも実績が見込み量を上回る結果となりました。

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	26	26	26	25	25
	確保の内容	26	26	26	25	25
実績値		86	111	111	122	125

② 放課後児童健全育成事業(低学年)

放課後児童健全育成事業(低学年)は、いずれも実績が見込み量を下回りました。

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	73	70	81	73	75
	確保の内容	60	60	60	109	109
実績値		61	56	48	48	43

③ 放課後児童健全育成事業(高学年)

放課後児童健全育成事業(高学年)は、実績が見込み量を下回りました。

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	41	39	35	36	34
	確保の内容	60	60	60	109	109
実績値		2	12	7	12	14

④ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業(ショートステイ)は、実績がなく、計画期間中のニーズも見込まれていませんでした。

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		-	-	-	-	-

⑤ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、いずれも実績が見込み量を上回る結果となりました。

(単位:人回/月)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	767	755	743	727	712
	確保の内容	767	755	743	727	712
実績値		736	907	729	757	—

⑥ 一時預かり事業【幼稚園の預かり事業】

幼稚園の預かり事業は、平成28年度から令和元年度にかけて、実績がみられました。

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	14	27	13	16

⑦ 一時預かり事業【その他の一時預かり事業】

その他の一時預かり事業は、実績がありませんでした。

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	400	401	389	386	378
	確保の内容	400	401	389	386	378
実績値		0	0	0	0	0

⑧ 病児保育事業(病児・病後児保育)

病児保育事業は、実施されませんでした。

(単位:人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	38	38	37	37	36
	確保の内容	0	0	0	0	36
実績値		—	—	—	—	—

⑨ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、実績が見込み量を大きく上回りました。

(単位:人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	48	48	46	46	45
	確保の内容	48	48	46	46	4
実績値		356	978	1,166	1,021	—

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、平成 29 年度と平成 30 年度は実績が見込み量を下回りました。

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	76	76	73	70	68
	確保の内容	76	76	73	70	68
実績値		87	90	69	69	—

⑪ 妊婦健診事業

妊婦健診事業は、いずれも実績が見込み量を下回りました。

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	133	127	123	120	115
	確保の内容	133	127	123	120	115
実績値		117	124	116	104	—

⑫ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、平成 27 年度を除き、実績が見込み量を下回りました。

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	9	9	9	8	8
	確保の内容	9	9	9	8	8
実績値		9	6	6	6	—

⑬ 利用者支援事業

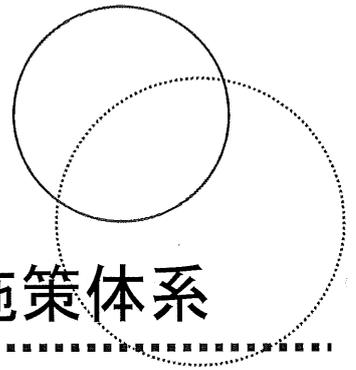
利用者支援事業は、平成 29 年度より実施を開始しました。

(単位:か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		—	—	1	1	1

第3章

計画の基本理念と施策体系



1 計画の基本理念

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の紀宝町を創る力となります。しかしながら、子ども・子育てをめぐる環境は依然として厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者は少なくありません。

子どもを生み育てたいという個人の希望が叶うようにするためには、社会全体で支援することが強く求められています。また、幼児期の教育及び保育は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期の子どもに対する教育と保育に加え、保護者に対する子育て支援も必要となっています。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。

このため、紀宝町の自然や文化といった環境や地域社会との関係性の中で、「子どもの最善の利益」が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することができる地域社会をめざし、第1期に引き続き、本計画の理念を以下のように定めます。

■本計画の基本理念

明るく元気な子どもを育むまちづくり



本来、子育ては、保護者が第一義的な責任のもと、深い愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。こうしたことから子育て支援には、保護者に代わって子育てすることではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感、孤立感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てでき、子育てを楽しめる環境を整えることが求められます。このため、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進します。

2

計画の基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 地域における子育て支援

子育てしやすいまちであるためには、親族はもちろん、居住している地域内での支えが重要になります。地域における子育てサービスの充実や地域間でのネットワークづくりを進めます。また、地域の児童を地域で見守る児童健全育成を図ります。

基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

子どもとその親の健康を確保することは、子育てする上でもっとも重要なことです。妊娠から出産、出産後の切れ目のない支援を実現し、子どもとその親の健康を確保します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備や家庭や地域の教育力の向上に努めます。心身ともに健やかに成長することで、「生きる力」が生まれ、次代の親の育成につながります。

基本目標4 子どもの安全安心の確保

子どもが安心して暮らすことができるように、安全な公園の整備や道路交通環境の整備等を進めます。また、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

親の職業生活と家庭生活との両立できるよう、多様な働き方を実現するための企業との連携や啓発・情報提供を推進します。

基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みとして、児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実を図ります。

3

施策体系

〔基本理念〕

明るく元気な子どもを育むまちづくり

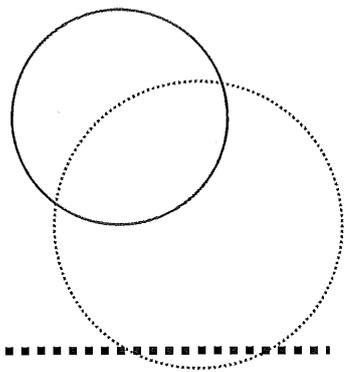
1. 地域における子育て支援	(1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実
	(2) 保育サービスの充実
	(3) 子育て支援のネットワークづくり
	(4) 児童の健全育成
2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進	(1) 子どもや母親の健康の確保
	(2) 食育等の推進
	(3) 思春期保健対策の充実
	(4) 小児医療の充実
3. 子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成
	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	(3) 家庭や地域の教育力の向上
4. 子どもの安全安心の確保	(1) 安心して外出できる環境の整備
	(2) 安全・安心まちづくりの推進等
	(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
	(2) 仕事と子育ての両立の推進
6. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実
	(2) 母子家庭等の自立支援の推進
	(3) 障がい児施策の充実

*参考 第1期計画体系図

基本理念	基本目標	基本施策
明るく元気な子どもを育むまちづくり	1. 地域における子育て支援	(1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実
		(2) 保育サービスの充実
		(3) 子育て支援のネットワークづくり
		(4) 児童の健全育成
	2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保
		(2) 食育等の推進
		(3) 思春期保健対策の充実
		(4) 小児医療の充実
	3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成
		(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		(3) 家庭や地域の教育力の向上
		(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 安全な公園の整備
		(2) 安全な道路交通環境の整備
		(3) 安心して外出できる環境の整備
		(4) 安全・安心なまちづくりの推進
	5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
		(2) 仕事と子育ての両立の推進
	6. 子ども等の安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		(3) 被害にあった子どもの保護の推進
	7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実
		(2) 母子家庭等の自立支援の推進
		(3) 障がい児施策の充実

第4章

施策の展開



1

地域における子育て支援

【基本施策】

- (1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成

(1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実

施策・事業の方針	方針内容
町内ふれあい交流活動	世代間交流を主としたサロン活動や、長期休暇(夏休み等)における児童の見守り活動を支援します。また、ニーズに合った各種講座の展開します。
子どもの生活相談	子育てに関する悩みなどの相談体制の充実を図ります。
放課後児童健全育成事業(児童クラブの充実)	放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する学校の空き教室等における健全育成事業を検討します。
地域子育て支援センター事業の充実	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を実施することを検討します。また、子育てに悩む親がより相談しやすい体制づくりについても検討し、子育て世代が集いやすい環境づくりに努めます。
ファミリーサポートセンター事業の充実	育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員になり、子育てを助け合う、ファミリーサポートセンター事業の充実を図ります。
子育て相談の充実	幼稚園・保育所において、子育て相談や情報を提供します。
親子支援事業	保育所入所前の親子を対象に子どもの健やかな発達支援と、育児不安の軽減、あるいは解消を目的に各関係機関と連携を取りながら様々な事業を開催し、「居場所作り」を推進します。
親育ち研修会	託児所を開設し、保護者を対象に研修会を実施します。

(2) 保育サービスの充実

施策・事業の方針	方針内容
通常保育事業の推進	通常保育事業の受け入れ態勢の整備を強化します。

施策・事業の方針	方針内容
乳児保育事業の推進	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、0歳児からの保育事業を推進します。
障がい児保育事業の推進	軽・中程度の集団保育が可能な障がいを持った子どもを受け入れる保育事業を推進し、特別支援教育の向上を図ります。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

施策・事業の方針	方針内容
少子対策・子育て支援総合ガイドブックの作成	子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成します。
少子対策・子育て支援ネットワーク会議の開催	地域において子育て支援を行っている各団体との連携を推進します。
担い手養成事業	地域の担い手（支援者）の養成やスキルアップ研修会を定期的に行い、新たな担い手の確保とともに研修会のネットワーク化を図ります。

(4) 児童の健全育成

施策・事業の方針	方針内容
学校施設開放の促進	子どものスポーツ活動の場として、休日の学校施設開放を促進し、安全・安心に配慮しながら、有意義な活動ができるよう努めます。
ジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ少年団本部と協力し、スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援を実施します。
スポーツスクール教室の開催	総合型地域スポーツクラブと協力し、スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・教室を開催します。
高齢者と子どもの交流イベントの開催	老人クラブ等との連携による世代間交流事業を開催し、小中学校においても高齢者との交流の場づくりを検討します。
農業体験活動事業	保育所入所前の幼児・保護者を対象に地域の方との交流を目的とし、農業体験を実施します。
児童手当の支給	法に基づく手当の支給を実施していきます。

施策・事業の方針	方針内容
就学援助費の支給	「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」及び本町の認定基準に基づき、公平かつ慎重な審査のもと、援助を実施します。
健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発紙を配布します。
街頭補導活動の推進	街頭補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止に努めるとともに、活動の参加者の拡大を図ります。
有害図書立入調査の実施	自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査を実施します。
社会を明るくする運動の推進	街頭キャンペーン、作文コンクール、講演会を開催します。
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成会・育成協議会・育成連絡協議会による青少年健全育成活動を推進し、地域にとけこんだ事業の実施を展開します。
「子ども110番の家」の推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」の看板を設置し、より安全・安心な通学路の整備に努めます。
読み聞かせボランティア養成講座	未経験者を対象とした外部講師によるボランティア養成講座を開催します。
学校読み聞かせボランティアの育成	学校等で読み聞かせボランティアをしているグループ単位で図書館司書による講座の開催を検討します。
読み聞かせボランティアグループの育成	ボランティア養成講座等の修了生によるグループの育成とともに、修了生の更なるレベルアップを図ります。
小学校、幼稚園、保育所、子育てサークルなどでの読み聞かせ	保育士、教諭、ボランティアグループによる読み聞かせを定例的に行い絵本に親しめる環境をつくります。
手作り紙芝居教室講座の開催	ボランティア講師による幼児から児童対象の講座を開催します。

2

母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進

【基本施策】

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育等の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

(1) 子どもや母親の健康の確保

施策・事業の方針	方針内容
妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制の強化	子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの切れ目のないきめ細やかな支援を提供できる体制の整備・強化を目指します。
母子健康手帳の交付と子育てケアプランの作成	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と一人ひとりの実情に応じた産前産後の「子育てケアプラン」を作成します。
産前産後の相談体制の充実	妊産婦の悩みや不安等を解消するため、保健師による妊婦全戸訪問や産後2週間目全戸電話相談など相談体制の充実を図ります。
育児相談の充実	乳幼児とその親を対象とし、すくすく育児相談の開催（年間12回）や、その他随時、育児に関する相談体制の充実を図ります。
妊婦健康診査の実施	安心・安全で健やかな出産のために、妊婦を対象とした医療機関における健康診査を実施します。
マタニティ歯科健診の実施	胎児の健康につながる妊婦の口腔内の健康を保持するため、マタニティ歯科健診を実施します。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭の全戸訪問を実施し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。
4か月児、10か月児健康診査の実施	4か月児、10か月児を対象とした集団健康診査及び三重県内、新宮市内の指定医療機関における個別健康診査を実施し、受診率100%を目指します。
1歳6か月児健康診査の実施	1歳8か月以上2歳未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施し、受診率100%を目指します。
3歳児健康診査の実施	3歳以上4歳未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施し、受診率100%を目指します。

施策・事業の方針	方針内容
プレママ教室の充実	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児等に関する講話や実習の充実により、母乳育児の推進や育児不安の軽減を図るとともに、妊婦同士の交流の場づくりを推進します。
事故防止の啓発	こんにちは赤ちゃん訪問時や乳幼児健診時等、発達年齢に応じ、事故防止情報の提供と啓発を実施します。
乳幼児医療費の支給	乳幼児を対象とした医療費の支給を実施します。
予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種を実施し、100%に近い接種率を維持するとともに、それぞれの予防接種時期に合わせた情報提供を実施します。
親子教室	未就園児を対象に、小集団の中での活動を通し、幼児の健全な発育・発達を促します。
子どもの歯科保健の充実	1歳6か月、3歳児歯科健診以外に、1歳児、2歳児、2歳6か月児を対象に歯科健診及び希望者にフッ化物歯面塗布を実施します。 保育所、幼稚園において、4歳児、5歳児を対象に、歯科保健指導及びフッ化物洗口を実施します。

(2) 食育等の推進

施策・事業の方針	方針内容
健診時の栄養指導	4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健康診査において、乳幼児と家族に対する食育の意識づけとともに、指導を実施します。
離乳食教室	子育て支援センターとの連携拡大を図り、妊婦と7か月～8か月の乳児とその保護者を対象に、調理実習や試食を通して離乳食の進め方の指導を実施します。
食育ボランティアによる食育の推進	食育ボランティア（きほう食の会）により、小学生や中学生を対象とした適切な食習慣の自立形成に向けた調理実習を開催します。

(3) 思春期保健対策の充実

施策・事業の方針	方針内容
正しい性知識の普及・啓発とライフプラン教育の推進	各学校等の関係機関との連携を強化し、性についての正しい知識の普及啓発とライフプラン教育の推進を図ります。

(4) 小児医療の充実

施策・事業の方針	方針内容
医師会との連携強化	小児医療について、各医師会との連携を強化し、紀南医師会災害時救護班登録の推進をはじめ、各関係研修会や救急の日講演会の実施を推進していきます。また、医療タウンミーティング・医師確保に向けた取り組みの充実を図ります。
小児医療に関する情報提供体制の充実	各医師会との連携強化し、小児医療に関する情報提供体制の充実を図ります。

3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本施策】

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

(1) 次代の親の育成

施策・事業の方針	方針内容
職場体験の充実	中学校期における様々な職場での体験活動を通し、「職業」や「仕事」に対する意識の向上を推進し、引き続き、中学校の職場体験に対し補助を実施します。
男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発を実施します。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

施策・事業の方針	方針内容
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善を行い、各学校において教師の指導力向上にむけた教員研修を実施します。
個々に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習や少人数指導などの積極的な取り入れと個々に応じたきめ細かな指導を行うとともに、各学校において、個々に応じた多様な指導方法の研究と実践を支援します。
外国語指導助手(ALT)の活用	外国語指導助手(ALT)と全小中学校および幼稚園への派遣を行います。
外部人材の活用	学校、家庭、地域が連携・協働して子どもの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域人材を活用し、地域の特色を生かした体験活動を推進します。
道徳教育の充実	考え議論する道徳を目指して、授業の質的改善に取り組み、道徳教育の充実を図ります。
多様な体験活動の機会の充実	各学校において、自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動を推進します。

施策・事業の方針	方針内容
いじめや不登校等に対する教育相談体制の充実	児童生徒へのアンケート調査、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）を活用した相談等により、いじめや不登校の根絶にむけた相談体制強化を図ります。
体育授業の充実	各学校において、指導計画・指導方法の工夫により、子どもの体力向上と教師の指導力向上を図ります。
歯科保健対策の推進	紀宝町学校保健会および、紀宝町歯科プロジェクトにおいて、幼児、小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識啓発を実施していきます。
学校施設の整備	老朽化の著しい学校施設の改修・整備、充実を図っていきます。
信頼される学校づくり	県の事業を活用しながら、充実した学校活動への補助及び行事への協力支援を行っていきます。
幼稚園及び小・中学校PTA連合会への支援	補助金の助成とともに、活動や行事への支援・協力を行っていきます。
幼稚園・保育所と小学校の連携	幼稚園・保育所から小学校への円滑な移行のための連携強化を図り、情報を共有できるシステムの強化を図っていきます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

施策・事業の方針	方針内容
家庭教育の相談	家庭や地域における教育力の向上を目指し、相談体制の強化や講演等の開催を検討します。
親子で参加できるイベントの開催	町民運動会、学校行事等の親子で参加できる各種体験活動を推進するとともに、親子の触れ合いやつながりが深まるような活動の計画を推進します。
総合型地域スポーツクラブの運営を支援	子どもの成長段階に応じたスポーツプログラムを実施するとともに、スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的とした総合型地域スポーツクラブの運営を支援します。
自然体験講座の開催	参加者ボランティアスタッフの意見を聞いた上で、森林や河川などの自然に子どもがふれることのできる自然体験講座を開催します。

4

子どもの安全安心の確保

【基本施策】

- (1) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 安全・安心まちづくりの推進等
- (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(1) 安心して外出できる環境の整備

施策・事業の方針	方針内容
ベビーシート・多目的トイレの設置、広いスペースの確保及びおむつ交換台の設置	公共施設の建て替えに合わせ、人が多く集まる場所においては、トイレ等にベビーシートやおむつ交換台の設置等を推進します。
身近な公園の整備	安全管理の強化や管理体制を整備し、子どもが安心して遊ぶことのできる公園づくりに努めます。

(2) 安全・安心まちづくりの推進等

施策・事業の方針	方針内容
防犯ブザーの配布	幼稚園児、小学校児童に防犯ブザーを配布します。
防犯灯設置への支援	町内会への防犯灯設置補助を継続して実施します。
交通安全教育の促進	幼稚園・保育所・小学校・中学校等での交通安全教室を開催します。
交通安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施します。
チャイルドシート購入費補助事業	チャイルドシートの購入にかかる費用の一部を補助します。
地域の道路の整備	通学路や交差点、歩道等の改良整備を推進します。
交通安全の強化	道路照明灯の設置、信号の設置、危険箇所の把握等、交通安全の強化を図ります。

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策・事業の方針	方針内容
児童相談の推進	児童に関する各種相談を実施します。
パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動を実施するとともに、さらなる安全・安心の充実に努めます。

5

職業生活と家庭生活との両立の推進

【基本施策】

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

施策・事業の方針	方針内容
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用および労働条件の改善を図ります。
仕事と子育ての両立のための広報啓発・情報提供	次世代育成支援対策推進法、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知を図ります。
男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに、女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発を行います。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

施策・事業の方針	方針内容
一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ	商工会等の関係機関と協力して、セミナーの開催、広報、ポスター、チラシなど行動計画策定の意義を周知し、従業員301人以上の事業主はもちろん、300人以下の事業主についても、行動計画が策定・推進されるよう働きかけを行う事業について、関係部署と協議し、推進します。
事業所・団体等のPR	子育て支援や子どもの育ちを支援している事業所、団体等をPRし、広報やホームページで紹介することにより、子育て支援の機運の醸成を図ります。

6

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

【基本施策】

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

施策・事業の方針	方針内容
紀南地域児童家庭支援協議会の活動推進	関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動および啓発活動を推進します。
虐待に関する相談の充実	児童虐待に関する相談、指導の充実を図ります。
虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、育児相談、乳幼児健診、訪問指導等あらゆる機会における、児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。
主任児童委員、民生委員・児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生委員・児童委員の積極的活用を行います。

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

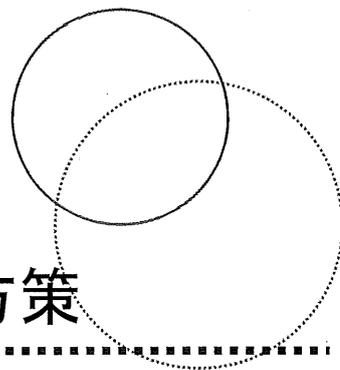
施策・事業の方針	方針内容
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当を支給します。
一人親家庭等医療福祉費の支給	母子家庭の母および父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給を行います。
母子寡婦福祉資金の貸付	母子寡婦福祉会による「しらゆり資金」の小口貸し付けを行います。

(3) 障がい児施策の充実

施策・事業の方針	方針内容
療育機能の充実	保健師、幼稚園・保育所、子育て支援センターの役割分担を明確にし、個別性のある支援体制を整備することで、発達に遅れがあると思われる児童の早期発見・早期療育に努めます。 障がい児等の相談支援を行うことで、地域生活を支援するとともに療育機能の充実を図ることを目的とした障がい児相談支援業務を行います。
短期入所事業の実施	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できない時、入所施設で一時的に預かる事業を実施します。
児童発達支援事業の充実	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援など療育支援を行います。
放課後等デイサービス事業の充実	学齢期を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を継続的に行います。
特別児童扶養手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。
障がい児福祉手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。
特別支援教育の充実	補助員配置により、地域の特別支援学校における教育の充実とともに障がい児教育を推進します。また、町特別支援教育推進事業の充実と推進を図ります。
重度心身障がい児(者)医療費の支給	三重県の補助基準の動向に沿って、重度心身障がい児(者)を対象とした医療費の支給を行います。
補助具の交付および日常生活用具の給付	補助具の交付および日常生活用具の給付を行います。
日中一時支援事業の実施	障がい児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児であって保護者が付き添うことができない場合に、余暇活動等の社会参加のための移動の支援を行います。

第5章

量の見込みと確保方策



1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

紀宝町においては、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育の提供区域について、町全域を一つとし、あわせて、地域の事情に応じた柔軟な対応ができる体制を構築します。

2 量の見込みの算出

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「国の手引き」という。）に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果をもとに実績値を踏まえて算出しました。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、年度毎に確保見込みの内容及び実施時期を設定しています。

3

幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策

(1) 教育事業の提供

単位：実利用人数／年間

紀宝町		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号・2号※	1号・2号※	1号・2号※	1号・2号※	1号・2号※
①量の見込み (必要利用定員総数)		35	35	35	34	34
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	35	35	35	34	34
②-①		0	0	0	0	0

※2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

【確保の方向性】

- ・教育ニーズのある1号認定者・2号認定者については、量の見込みを各年とも確保できる予定です。

(2) 保育事業の提供

単位: 実利用人数/年間

紀宝町	令和2年度			令和3年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	200	9	89	203	8	87
②確保の内容 保育所・ 認定こども園	200	9	89	203	8	87
②-①	0	0	0	0	0	0
保育利用率	46.7%			46.1%		

紀宝町	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	169	8	90	165	8	88	162	8	85
②確保の内容 保育所・ 認定こども園	169	8	90	165	8	88	162	8	85
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育利用率	47.1%			47.3%			47.4%		

【確保の方向性】

- ・ 2号認定者・3号認定者ともに、量の見込みを各年とも確保できる予定です。

(3) その他推進方策

① 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。現在本町に認定こども園はありませんが、今後の人口減少に伴い、保育所の統廃合について検討が必要となる場合には、利用者のニーズも踏まえながら、認定こども園としての整備についても視野に入れて協議を行います。

② 質の高い教育・保育の提供と幼小連携の推進

紀宝町では、少子化に伴う入所園児数の減少が進む中、家庭環境や共働き家庭の増加など多様な教育・保育ニーズにあったサービスの充実や幼児期の教育・保育の量と質の充実が求められています。

町の幼児教育・保育施設については、幼稚園1施設、保育所5施設で入所（園）者の受入れを行っておりますが、整備後40年以上経過した老朽化施設の建替えや安心安全な幼児教育・保育体制の確保を図るための職員の確保など多くの課題を抱えています。

安全で安心して子どもをあずけられる施設環境の整備や幼児教育を向上させ、効率的な運営ができる保育所、幼稚園のあり方を検討し、既存の保育所・幼稚園との効率的な運営方法、小学校とのつながりを重視したより積極的な幼児教育・小学校との連携強化についての取り組みを進めます。

③ 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付については、各種利用施設に対し、本制度の説明を行い、理解を求めるとともに、可能な限り各施設で取りまとめを依頼するなど、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮しながら、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

④ 特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督

県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めます。

4

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供

① 時間外保育事業

単位: 実利用人数/年間

紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	120	119	111	108	106
②確保の内容	120	119	111	108	106
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方向性】

- ・ 国事業の延長保育（11時間）については、現在実施していませんが、今後の利用者のニーズにそって町内での必要性について検討を行います。現在、広域入所の利用を含めた対応しています。

② 放課後児童健全育成事業

単位: 実利用人数/年間

紀宝町	令和2年度						令和3年度					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
①量の見込み	20	19	14	8	4	2	17	18	15	6	4	2
②確保の内容	20	19	14	8	4	2	17	18	15	6	4	2
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

紀宝町	令和4年度						令和5年度					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
①量の見込み	22	15	16	7	4	2	19	19	12	6	4	2
②確保の内容	22	15	16	7	4	2	19	19	12	6	4	2
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

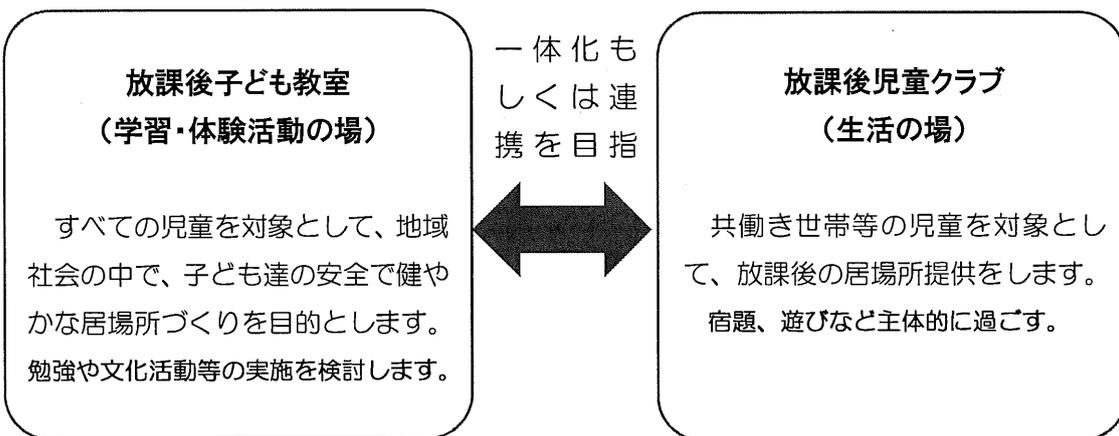
紀宝町	令和6年度					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
①量の見込み	18	17	15	6	4	2
②確保の内容	18	17	15	6	4	2
②-①	0	0	0	0	0	0

【確保の方向性】

- ・放課後児童健全育成事業については、令和元年度現在、町内1か所で行っています。
- ・今後も引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

新・放課後子ども総合プラン

「新・放課後子ども総合プラン」は、厚生労働省と文部科学省の連携により2018年9月14日に発表されました。このプランの目標は、近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」と呼ばれる社会問題への解消を目指すものです。事業の内容は、一体化もしくは連携して実施されることが示された「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」です。



本町では現在、放課後子ども教室は未実施ですが、今後は、地域のニーズを把握しつつ、近隣市町の状況も確認しながら、その実施について検討を進めていきます。また、児童クラブと遊び場開放の実施によって、放課後の居場所づくりの充実についても取り組んでいきます。

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位:延べ利用人数/年間

紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方向性】

- ・子育て短期支援事業は、今後の利用が見込まれないため、町内での実施は予定しておりません。

④ 地域子育て支援拠点事業

単位:延べ利用人数/月

紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	83	82	83	81	78
②確保の内容	83	82	83	81	78
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方向性】

- ・地域子育て支援拠点事業は、1か所設置し、対応しています。今後も利用者のニーズに対応できるよう、親子の交流や子育て相談が気軽にできる場所として、保育施設の整備や保育の提供体制の充実を図っていきます。

⑤ 一時預かり事業(幼稚園型)

単位:延べ利用人数/年間

紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	4,830	4,830	4,830	4,830	4,830
② 確保の内容	4,830	4,830	4,830	4,830	4,830
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方向性】

- ・一時預かり事業（幼稚園型）は、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

⑥ 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

単位:延べ利用人数/年間

紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方向性】

- ・一時預かり事業（幼稚園型を除く）は、今後の利用者のニーズに沿って、町内での必要性について検討していきます。

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

単位:延べ利用人数/年間

紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,098	1,015	1,055	1,015	998
② 確保の内容	1,098	1,015	1,055	1,015	998
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方向性】

- ・子育て援助活動支援事業は、引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制の検討を含め、拡充・展開をしていきます。

⑧ 病児保育事業(病児・病後児保育)

単位:延べ利用人数/年間

紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	-	-	-	-	-
②確保の内容	-	-	-	-	-
②-①	-	-	-	-	-

【確保の方向性】

- ・病児保育事業は、令和2年度現在、実施には至っていませんが、引き続き、広域的な取り組みを含めた病院等での病児保育事業や、子育て援助活動支援事業内での実施を含め、検討をしていきます。

⑨ 利用者支援事業

単位:か所

紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1

【確保の方向性】

- ・利用者支援事業は、引き続き、利用者のニーズに対応できるように実施をしていきます。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

単位::実利用人数/年間

紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	73	71	69	67	65
②確保の内容	73	71	69	67	65

【確保の方向性】

- ・乳児家庭全戸訪問事業は、引き続き、対象者への声掛けと事業の周知を徹底し、全戸訪問に努めていきます。

⑪ 養育支援訪問事業

単位::実利用人数/年間

紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	9	9	9	9	9
② 確保の内容	9	9	9	9	9

【確保の方向性】

- ・養育支援訪問事業は、気がかりな子どもや家庭については随時訪問し、相談や家事・育児の支援を行います。

⑫ 妊婦健診

単位：：実利用人数／年間

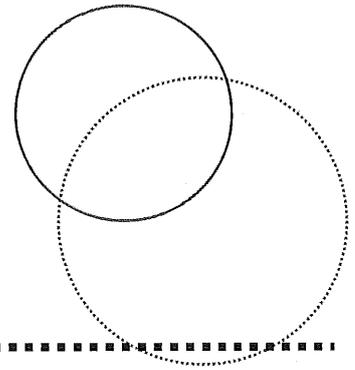
紀宝町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	834	810	787	764	741
②確保の内容	834	810	787	764	741

【確保の方向性】

- ・妊婦健診は、引き続き、各医療機関と連携し、すべての妊婦が健診を受けられるように努めていきます。

第6章

推進体制



1

推進体制の確立

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画について住民へ広く周知するとともに、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のサイクル (PDCAサイクル) の確立によって、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

① 推進体制の確立

本計画の推進については、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

② 情報提供・周知

紀宝町ではこれまで、子育て支援に関する情報および利用方法などを町の広報やホームページ等を活用して、住民に対する広報や周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の子育てサービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、広く周知・啓発に努めます。

2

広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がいのある子どもへの対応等、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、努めていきます。

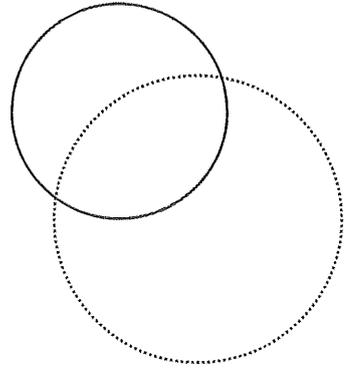
3

計画の評価・確認

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、関係課を中心として、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。

資料編



1 計画策定の経過

月 日	内 容
令和元年12月 6日～ 令和元年12月18日	子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査
令和2年 2月18日	第1回 紀宝町子ども・子育て会議
令和2年 3月17日	第2回 紀宝町子ども・子育て会議 (会議中止のため、文書による意見集約を実施)

2 委員名簿

No.	氏 名	委嘱期間	役 職
1	鈴木 生子	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	社会福祉協議会 放課後児童 クラブ担当
2	下口 公未佳	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	児童発達支援センター 通園 めだか園長
3	東 嗣浩	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	小学校PTA会長（鶯殿小学 校）
4	阪本 大希	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	保育所保護者会 会長（井田保 育所）
5	門 賢	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	青少年育成町民会議 会長
6	樫山 恵美	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	民生委員・児童委員協議会 主 任児童委員
7	峪中 千尋	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	保健師
8	下地 水香	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	統括保育所長
9	岩本 小百合	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	うどの幼稚園長
10	淡海 順子	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	子育て支援センター長
11	中川 貴秀	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	教育委員会 指導主事
12	大岡 春雄	令和2年2月18日～ 令和4年2月18日	教育委員会 委員

3

用語集

◆一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

◆延長保育事業

認定こども園・保育所等において、仕事の都合等で通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。

◆ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

◆子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

◆子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

◆子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。

◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

◆地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

◆総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運用されるスポーツクラブ。

◆地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

◆地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

◆乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

◆認定こども園

保護者の就労に関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行なう機能を併せ持つ施設。

◆妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

◆病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。

◆放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

◆利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。